

記事掲載

生活者優先時代を実現する 2013年(平成25年) 4月 25日 2065号 毎月5日、15日、25日発行

# 日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2013

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878  
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認

購読料 1年7,800円  
半年3,900円



## 消費者被害集団回復特例法案

# 期限ぎりぎりで国会提出

## 消費者団体が消費者に代わって賠償訴訟

消費者の被害を、消費者団体が代わって回復する訴訟ができるようにする「消費者被害集団回復特例法案」が4月19日、国会に提出された。今国会への法案提出期限ぎりぎり。請求できる対象や損害を限定して、支払った商品やサービスの対価を上限とし、かつ施行を公布から3年後とし、さらに施行日前の被害には効力は及ばないという修正を加え、ようやく国会審議の場に出た。名乗り出た消費者のみが被害を回復できる点でも、除外を申し出た消費者だけを外す米国のクラスアクションとは大きく異なる。いかに被害消費者に知らせてもらうかが重要になるが、通知・公告の費用は、消費者団体の負担だ。

### 裁判を利用しやすく 少額多数被害泣き寝入り

森雅子消費者相は同日、同法案を閣議決定した直後の会見で、同法案の意義は「消費者がより少ない労力や費用で被害が回復できる点」にあると力説した。数十人以上の消費者に、共通した原因で財産被害が生じた事案について、内閣総理大臣の認定を受けた「特定適格消費者団体」が多くの消費者に代わって手続きを行う。

裁判は、費用や時間、労力がかかり、被害に遭った消費者のほとんどが裁判することなく泣き寝入りしているのが現状だ。消費者被害は50万円未満が4分の3、100万円未満で8割以上を占める少額多数被害の実態がある。同制度創設は、消費者庁創設の最大の課題といえ、海外調査の分析を含めると08年から検討してきた。

この訴訟制度は、裁判手続きが2段階に分かれているのが大きな特徴だ。まず、1段階目は、「特定適格消費者団体」が、相手方の事業者、被害に遭った消費者に共通の金銭支払い義務があるかどうか、確認する訴訟を起こす。裁判に勝ってその義務があると認

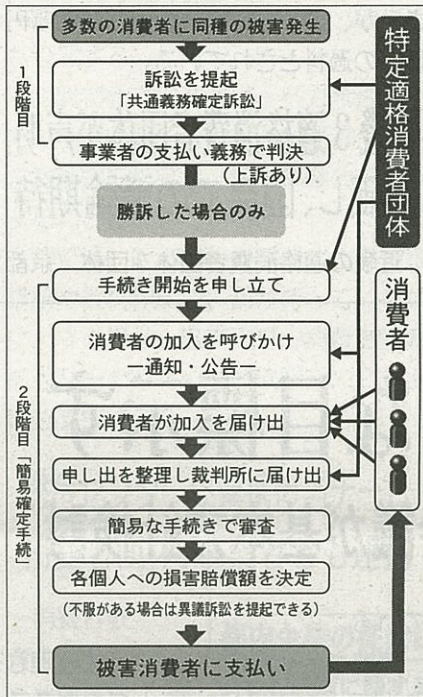
められた場合は、特定適格消費者団体が通知・公告をして消費者に呼びかけ、消費者が同団体に届け出た債権をまとめて、簡単な手続きで返金額を決定する仕組みだ。

### 乱訴防止に厳格な認定要件 裁判の効果は他団体にも及ぶ

特定適格消費者団体の認定には、厳格な要件が盛り込まれている。差し止め訴訟を行う適格消費者団体として2年以上の活動実績を求める。理事会の理事に弁護士を選任しなければならない。業務規定や経理的基礎などで、被害回復業務を適正に行える要件を課す。乱訴の禁止や財産上の利益を受けることを禁止する規定なども設け、行政措置や改善命令、認定の取り消しなども盛り込まれている。

07年の消費者団体訴訟制度創設時に、各都道府県に1つ適格消費者団体を創設することを目標したが、現時点で11団体にとどまっている。東北や北陸、四国には1つもない。それだけ認定要件は厳しい。会費を主な収入とする団体が多く、正味財産が100万円から300万円前後という団体が過半数を占める。

### 新しい訴訟制度の流れ



1段階目の判決の効果は、原告と被告のほか、他の特定適格消費者団体にも及ぶ。このため、敗訴した場合は、他の特定適格消費者団体が訴訟を起こすことはできない。訴訟をした団体には、被害回復業務を行うための人件費程度の報酬は認められるが、敗訴すればすべての費用が持ち出しになる。また、一定の消費者が名乗り出なければ、費用の持ち出しの方が多くなり、乱訴は考えにくい。

### 上限は商品やサービスの対価 請求できる損害も限定

請求できる対象や損害も限定されている(囲み参照)。消費者契約の目的となるもの以外の財産の損失、目的物が提供されれば得るはずだった利益の

### 1段階目の訴訟

消費者団体が事業者へ共通の支払い義務があるかどうかを争う

〈法案の内容〉

◆共通義務確認訴訟(法案は、2条4項でこう定義)

相当多数の消費者に生じた財産被害について、事業者がこれらの消費者に対し、消費者に共通する事実上・法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴訟

※相当多数について、消費者庁は数十人程度と説明

◆請求できる範囲(3条1項)

事業者が消費者に負う支払い義務で、消費者契約に関する以下の請求について訴訟を提起することができる

- ①契約上の債務の履行の請求(例:ゴルフ会員権の預かり金返還)
- ②不当利得に係る請求(例:学納金返還、語学学校の解約清算、布団モニター商法)
- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求(例:マンションの耐震基準)
- ⑤不法行為に基づく損害賠償の請求(民法の規定によるものに限る)(例:未公開株、金地金現物まがい商法)

※例:消費者庁が挙げた例

※訴訟の相手(被告)は、消費者契約の相手方事業者だが、⑤は勧誘する・させる・助長する事業者も対象になる

◆訴えられない損害(3条2項)

次に掲げる損害については、訴訟を提起することができない

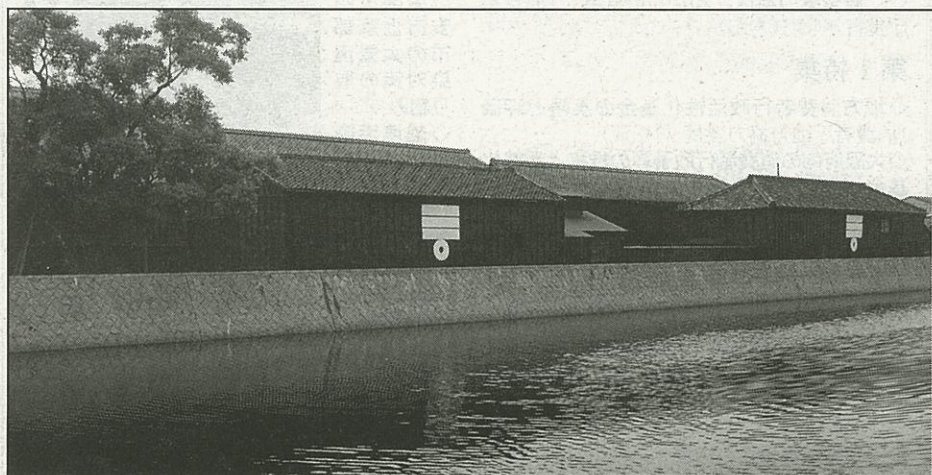
- ①消費者契約の目的となるもの、サービス以外の損害
- ②消費者契約の目的となるもの、サービスの提供があれば得るはずだった利益を損失した損害
- ③人の生命または身体を害されたことによる損害
- ④精神上の苦痛を受けたことによる損害

### 消費者月間特集号(合併号)発刊 および5月5日号休刊のご案内

今号(4月25日、5月5日合併号)は、5月の消費者月間に向けた特集合併号として、増ページで発刊致します。そのため、5月5日号は休刊とさせていただきます。

今年の消費者月間のテーマは、「学ぶことからはじめよう～自立した消費者に向けて～」。

5月には各地でイベントや催し物が開かれるため、本紙でも5月15日号、25日号でその模様を紹介させていただきます。 日本消費経済新聞社



やがて、いのちが変わるもの。

 **mizkan**  
やがて、いのちが変わるもの。

# 3Rに取り組む個人・団体を表彰



## リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が推薦受付

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）に取り組む顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・地方公共団体などを表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を毎年開催しているリデュース・リユース・リサイクル（3R）推進協議会では、本年度も「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」の募集を開始している。

募集方法は、都道府県・政令指定都市・中核市・特別区・建設副産物対策地方連絡協議会、協議会会員団体を通じた推薦方式。

表彰の種類は、内閣総理大臣賞、関係省大臣賞、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞を予定している。

＜推薦要領＞

◇推薦機関からの推薦締め切り＝5月20日（月）必着

◇推薦締め切り後のスケジュール＝審査結果通知/10月上旬を予定、表彰式/10月下旬を予定

◇提出書類＝推薦機関は、推薦要領に定める様式により、①推薦一覧②推薦書（候補者1件につき1通ずつ作成）

③候補者の概要書（候補者に作成を依頼し、内容を確認）を提出すること。あわせて、活動の様子が分かる写真、参考資料（パンフレットなど）を添付すること。提出書類の様式、提出部数、

同協議会が多くの人の参加と協力を呼びかけるために作成したキャンペーンマーク

推薦要領（Microsoft Word形式）などの詳細は、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会のホームページで確認することができる（<http://www.3R-suishinkyogikai.jp/commend/suisen.html>）。

◇提出先・お問い合わせ先＝リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル 一般社団法人産業環境管理協会内 (Tel.03-5209-7704、FAX03-5209-7717)

# 築こう！「真のリサイクル社会」

キャンペーン

## 捨てれば廃棄物、生かせば資源

順不同

### KIRIN

### キリンビール お客様相談室

フリーダイヤル 0120-111-560  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-26-1  
<http://group.kirin.co.jp>

キリン株式会社

その感動を、わかちあう。

# Asahi

アサヒグループ

創刊50周年に向けて、これからも全国版消費者問題専門紙として消費者問題・消費者行政の情報を発信していきます

公益社団法人 日本専門新聞協会 加盟

## 日本消費経済新聞社

<http://www.nc-news.com/>

「使用になる前に、まず説明書を。化粧品が、肌性やその日のコンディションなどで、肌に合わない場合があります。その化粧品の特長や使い方をよく理解し、たうえでお使いください。」

自分の肌性をよく知ってから。健やかな美しい素肌のためには、お肌に合った化粧品を選ぶことがなによりも大切なことです。

万一トラブルが起きたら。ただちに使用を中止して、カネボウ化粧品コーナー、お近くの当社販売会社、相談窓口、皮膚科専門医にご相談されることをおすすめします。

### 化粧品は正しくお使い下さい。

●相談窓口 〒131-8501 東京都墨田区文花2-1-3  
株式会社カネボウ化粧品 コンシューマーセンター  
フリーダイヤル 0120-518-520

**Kanebo**  
FEEL YOUR BEAUTY